

私立大学図書館協会西地区部会阪神地区協議会旅費支給規程

(2012年(平成24年)5月25日 制定)

(2017年(平成29年)2月17日 改正)

(目的)

第1条 私立大学図書館協会西地区部会阪神地区協議会加盟校の図書館に所属する教職員が、私立大学図書館協会(西地区部会、阪神地区協議会含む)の主催する研究会・研修会等に、講師または発表者として出席するとき、又は、私立大学図書館協会(西地区部会を含む)の役員会等に理事校として出席するときは、本規程により旅費を支給する。

(旅費の区分)

第2条 この規程によって支給される旅費とは、次のものをいう。

1. 交通費
2. 宿泊料

(支給基準)

第3条 支給基準を次のとおり定める。

1. 交通費
 - ① 利用する交通機関は、鉄道・バス(高速バス含む)・航空機・船舶とし、タクシーはやむを得ない場合に限る。
 - ② 鉄道・バスは、最短経路による乗車賃(原則として普通運賃)および特急(新幹線のある線区については新幹線料金)または急行料金を支給する。
 - ③ 航空機を利用する場合は、鉄道またはバスによる順路に換算した運賃を支給する。ただし、北海道、九州、離島は航空運賃(原則としてエコノミークラス)を支給する。
 - ④ 船舶を利用する場合は、原則として一等以下の運賃を支給する。
 - ⑤ 自家用自動車・レンタカーの使用は、本規程から除外する。
2. 宿泊料
 - ① 研究会・研修会等の開始時刻に到着するために、自宅からの出発時間が午前8時以前となるときおよび、研究会・研修会の終了後、自宅到着時刻が午後9時以降となるときに宿泊料を支給する。
 - ② 宿泊料は一泊あたり、東京都内は13,000円、政令指定都市は11,000円、その他の地域は9,000円を上限とする実費を支給する。
 - ③ 主催者において宿泊施設を指定している場合は指定の宿泊料とする。
3. 主催者から旅費の援助があるときは、これを支給額より差し引くものとする。
4. 同じ研究会・研修会等への出席につき、原則として1校1名までとする。

5. その他、阪神地区協議会運営委員会が認めた場合に旅費を支給する。

(申請方法)

第4条 研究会・研修会等の終了後に、所定の「阪神地区協議会旅費申請書」に必要事項を記入し、研究会・研修会等の詳細が記された募集要項等および領収書(発行可能なもの)を添えて理事校に提出するものとする。

(支給方法)

第5条 旅費は所属大学の口座に振り込むものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、阪神地区協議会総会の議を経て行う。

附 則

この規程は、2012年(平成24年)5月25日から施行する。

この規程は、2017年(平成29年)4月1日から改正施行する。